

武蔵野市立吉祥寺シアター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立吉祥寺シアター条例の一部を改正する条例

武蔵野市立吉祥寺シアター条例（平成16年6月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（使用の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p>	<p>（使用の承認）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は指定管理者が事業で使用する場合</u></p> <p><u>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で指定管理者が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業で使用する場合</u></p>	<p>項の改正</p>
<p>別表（別添1のとおり）</p>	<p>別表（別添2のとおり）</p>	<p>別表の改正</p>

付 則

（施行期日）

- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立吉祥寺シアター条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。

別表（第8条関係）

施設使用料

（単位 円）

施設名称	使用区分	午前	午後	夜間	全日
	区分	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時 30 分まで	午前 9 時から午後 10 時 30 分まで
劇場	平日	16,000	32,000	40,000	80,000
	土曜日、日曜日及び休日	20,000	40,000	50,000	100,000
けい古場	平日、土曜日、日曜日及び休日	2,400	4,800	6,000	12,000

備考

- 1 練習等（公演日の練習を除く。）により劇場の舞台面のみを使用するときの使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）から当該額の100分の50に相当する額を控除して得た額とする。
- 2 使用時間の延長は、劇場又はけい古場の使用で次の各号に掲げる時間において指定管理者が管理上支障がないと認める場合に限り承認し、それぞれ当該各号に掲げる使用区分に係る規定使用料から当該額の100分の70に相当する額を控除して得た額を徴収する。
 - (1) 正午から午後1時まで 午前
 - (2) 午後5時から午後6時まで 午後

別表（第8条関係）

1 市民等が使用する場合

（単位 円）

施設	区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時30分まで	午前9時から午後10時30分まで
劇場	平日	16,000	32,000	40,000	80,000
	土曜日、日曜日及び休日	20,000	40,000	50,000	100,000
けい古場	平日、土曜日、日曜日及び休日	2,400	4,800	6,000	12,000

2 市民等以外の者が使用する場合

（単位 円）

施設	区分	午前	午後	夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時30分まで	午前9時から午後10時30分まで
劇場	平日	19,200	38,400	48,000	96,000
	土曜日、日曜日及び休日	24,000	48,000	60,000	120,000
けい古場	平日、土曜日、日曜日及び休日	2,800	5,700	7,200	14,400

備考

1 この表において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は武蔵野市内の学校に在学する者
- (2) (1)に掲げる者が代表者である法人その他の団体又は武蔵野市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体

2 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収して劇場を使用する場合の使用料は、入場料等の最高額が1人当た

り5,001円以上であるときに限り、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に、規定使用料の5割に相当する額を加算した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 3 練習等（公演日の練習等を除く。）により劇場の舞台のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 4 使用の承認をした区分を超える中間時間（午前及び午後又は午後及び夜間の区分の間の時間をいう。以下同じ。）の使用は、シアターの管理上支障がないと指定管理者が認める場合に限り承認し、当該使用の承認をした区分に係る規定使用料（2又は3に該当するときは、それぞれに定める額）の3割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。
- 5 4の規定にかかわらず、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。